**平成２８年（フ）第１２号**
神戸市北区有野台６丁目20番地Ｂ16棟504号
債務者　川副　昌央
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１１８号**
鹿児島県鹿屋市寿４丁目12番３号　プルミエ寿101号
債務者　山下　貴宏
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２７年（フ）第１３１号**
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方6132番地
債務者　内　　誠
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２７年（フ）第１３２号**
鹿児島県曽於市末吉町諏訪方6132番地
債務者　内　　文代
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２７年（フ）第２１７号**
広島県庄原市総領町稲草77番地　ともいきの里
債務者　奥田　豊彦
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２７年（フ）第５５９号**
神奈川県南足柄市生駒33番地３　高橋借家Ａ
債務者　打浪　誉也
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第２２号**
神奈川県秦野市菖蒲58番地の42、前住所神奈川県秦野市堀山下1750番地の12
債務者　丸山　裕貴
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２７年（フ）第７８８号**
名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―801号　大幸東団地
債務者　佐藤　方代
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１９２号**
東京都豊島区西巣鴨１丁目２―10―202
債務者　篠原　範子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第１９３号**
東京都荒川区東日暮里１丁目17―21―1403
債務者　栗島眞理男
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２０６号**
東京都大田区久が原２丁目10―20―401
債務者　笹生　浩二
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２１２号**
神奈川県横浜市保土ケ谷区峰岡町３丁目406―71　ハイムれんが坂Ａ棟201
債務者　石橋葉留子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２２８号**
東京都板橋区成増２丁目８－９―206
債務者　石井真理子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２３３号**
東京都荒川区西尾久７丁目25―４―501
債務者　田村　孝一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２３８号**
東京都江東区北砂７丁目２－２―101
債務者　三浦　節雄
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第２３９号**
東京都東村山市青葉町２丁目14―85
債務者　石川　　怜（旧姓鵜沢・萩埜）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部